

## ■ 令和7年度税制改正のお知らせ

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、所得税（国税）と住民税（町県民税）の制度が改正されました。主な改正点は次のとおりで、改正後の制度は令和7年中の収入について、令和7年分所得税および令和8年度住民税から適用されます。

### ▶ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

### ▶ 扶養親族などの所得要件の改正

所得税における基礎控除の改正に伴い、右表①のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

### ▶ 特定親族特別控除の創設

合計所得金額が58万円以下の19歳以上23歳未満の特定控除対象扶養親族がいる場合、45万円を控除することとなっていますが、58万円を超える親族がいる場合でも右表②のとおり控除を受けられる仕組みが新たに設けられました。

① 扶養親族等の所得要件の改正	
扶養親族等の区分	所得要件
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
配偶者特別控除対象の配偶者	58万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	
	3万円	3万円

## ■ 住民税の電子申告ができます

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して個人住民税が電子申告できるようになりました。説明動画や操作マニュアル、よくある質問は e - T A X ホームページの個人住民税申告の電子化に

係る特設ページで確認ください。



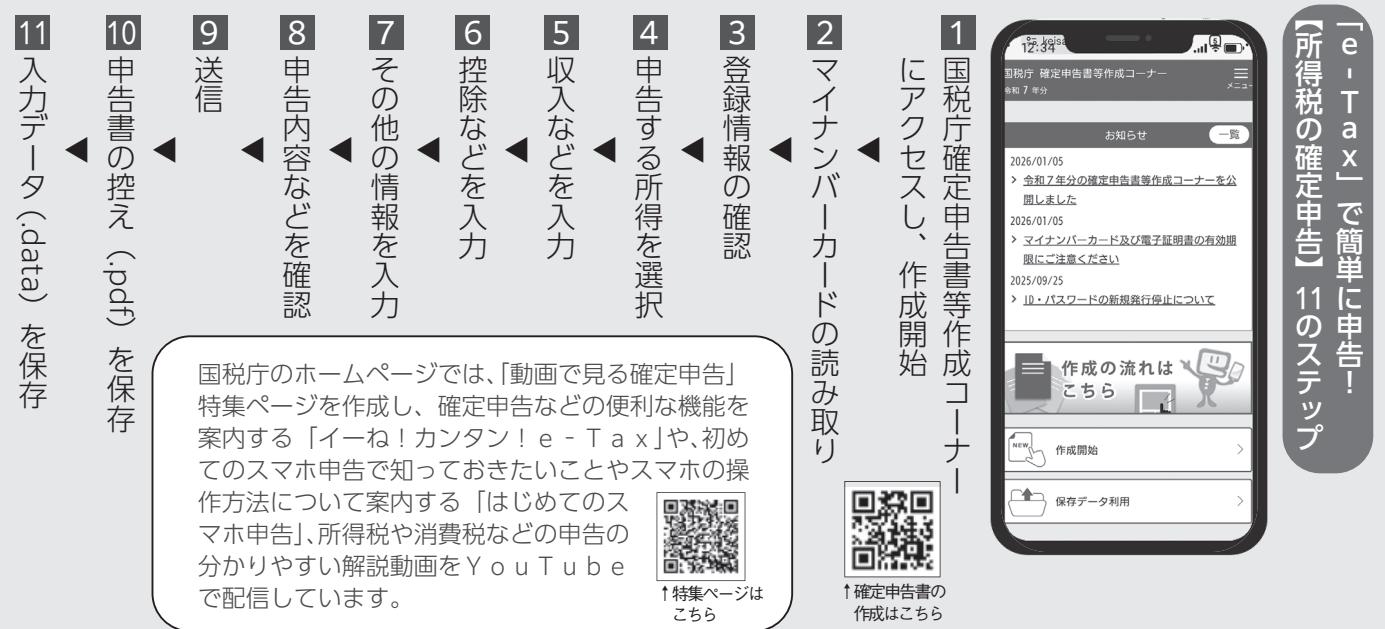
↑住民税申告書の作成はこち  
ら



↑個人住民税申告の電子化に  
係る特設ページはこち  
ら



↑住民税申告書のシステムに  
関する問い合わせはこち  
ら



令和7年分

# 税の申告

## ■ 申告期間と会場

収入がない場合や障害年金、遺族年金などの非課税収入のみでも、申告が必要な場合があります。国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、介護保険サービスを利用している人、所得証明書や課税証明書などが必要な人は、期間中に申告をお願いします。

▶ 申告受付期間 ➞ 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日は除く) 9時～16時

▶ 休日申告受付 ➞ 3月1日(日) 9時～16時

▶ 申告受付会場 ➞ 添田町役場 1階

## ■ 申告に必要なもの

申告にはマイナンバーカードが必要です。また、確定申告の結果、還付が発生したときは、本人名義の口座が分かる通帳なども必要になります。申告で所得や控除の算定に必要な書類の主なものは次のとおりです。

給与年金	源泉徴収票	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、その他国民年金保険料など社会保険料の支払額が分かるもの
所得	収支内訳書	生命保険料控除	生命保険料控除証明書
営業や農業、不動産などの事業	※収入金額、必要経費の分かる書類を項目ごとに集計した収支内訳書を作成ください。 ※用紙は国税庁ホームページからダウンロード、または役場住民課⑤番窓口で取得ください。	地震保険料控除	地震保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ ※人ごとに集計し、生命保険や高額医療などで補填された場合は支給額が分かるものも持参ください	
	寄附金控除	寄附金の受領書、寄附金控除に関する証明書など	
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など	

次の申告は、田川税務署で！！

▶ 青色申告 ▶ 初めての住宅借入金等特別控除申告 ▶ 土地、家屋、株式の売却、上場株式などに係る損益通算の繰越控除、先物取引などの分離所得の申告 ▶ 暗号資産の申告 ▶ 令和6年分以前の修正申告、更正の請求

マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、マイナポータル連携で申告に関するデータを取得でき、面倒な医療費の領収書などの収集・集計が不要になります。また、家族の医療費もマイナンバーカードとパスワードがあれば追加取得でき、該当項目へ自動入力されます。24時間利用可能な「e - T a x」をぜひ利用ください。

インターネットで申告 確定申告は書かずに自宅から「e - T a x」で送信！

スマートフォンのマイナンバーカード  
マイナポータルからスマートフォン用電子証明書の利用申請を登録すると、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくてもe-Taxでの確定申告ができるようになります。

↑利用申請・登録はこちら  
↑QRコード: Android  
↑QRコード: iPhone

スマートフォンで電子申告を行なう前に準備ください  
マイナポータルアプリのインストールは、次の2次元コードから行ってください

↑Android  
↑iPhone

